

# 個人住民税の特別徴収



Q  
1

今まで特別徴収をしていなかったのに、  
なぜ、いまさら特別徴収をしないといけないのですか。  
従業員数も少なく、特別徴収事務をする余裕もないのですが。



地方税法では、原則として、所得税を源泉徴収している事業者（給与支払者）は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされています（地方税法第321条の4及び各市町村の条例の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業者は、個人住民税の特別徴収義務者として包括的に指定され、個人住民税を特別徴収していただくこととされています）。

Q  
2

今から特別徴収に切り替えるとなれば、手間もかかります。  
これをすることで何かメリットはあるのですか。



個人住民税の特別徴収は、所得税のように、税額を計算したり年末調整をする手間はかかりません。税額の計算は給与支払報告書等に基づいて市町村で行い、従業員ごとの個人住民税額を各市町村から通知しますので、その税額を毎月の給与から徴収（引き落とし）し、合計額を翌月の10日までに、金融機関を通じて各市町村に納めていただくことになります。

なお、特別徴収をすると、従業員一人ひとりがわざわざ金融機関へ納税に向かう手間を省くことができます。納め忘れにより延滞金がかかる心配もありません。

さらに、普通徴収の納期が原則として年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので従業員（納税義務者）の1回あたりの負担が少なくてすみます。

Q  
3

パートやアルバイトからも特別徴収をしなければなりませんか。



原則として、パート・アルバイト等を含むすべての従業員から特別徴収する必要があります。ただし、次のような従業員からは特別徴収できませんので、個別に市町村窓口へお申し出いただくことになります。

- ① 他から支給される給与から個人住民税が引かれている。
- ② 退職者など、翌年の給与からの特別徴収が不可能である。
- ③ 給与の毎月支給額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない。
- ④ 給与が毎月支給されない。

石川町役場税務課課税係 TEL 26-9118

福島県 総務部市町村財政課 TEL024-521-7061

福島県 総務部税務課 TEL024-521-7069

※ 個人住民税をはじめとする市町村税や県税は、皆さまの身近なところに使われています。